

令和5年9月9日

報道機関各位

長岡市総務部庶務課長

令和5年住宅・土地統計調査調査員証及び立入検査証の紛失について

このたび、長岡市内での住宅・土地統計調査において、県が任命する住宅・土地統計調査員が調査活動中に、住宅・土地統計調査の調査員証及び立入検査証を紛失する事案が発生しました。概要は、下記のとおりです。

記

1 事案概要

住宅・土地統計調査員（70代・男性）が、9月6日（水）午後6時頃、自宅から自家用車で受け持ちの調査区に行き、調査のお知らせ（チラシ）を各住戸の郵便受けに入れた。同日午後7時頃、調査員証及び立入検査証が付いたストラップを首からはずし、自家用車で帰宅した。9月7日（木）午後6時頃、調査活動を開始しようとしたところ調査員証及び立入検査証がないことに気付いた。自宅及び受け持ち調査区を探し見つからなかったため、9月8日（金）午後4時35分頃、長岡市に来庁し、報告した。調査員は、午後5時頃、長岡警察署に遺失物届を提出し、長岡市職員は、午後5時45分頃から調査員が調査で巡回した調査区及び調査員の自宅や車を捜索したが見つからなかった。

なお、紛失した旨を、同日午後5時頃、新潟県統計課に報告した。

2 所在不明の調査員証及び立入検査証

(1) 住宅・土地統計調査員証「第378号」（縦65ミリ×横95ミリ、ケース除く。）

（「調査員の氏名」、「任命期間：令和5年8月28日から令和5年10月27日まで」、「新潟県知事（公印なし）」の記載があり、左側に調査員の顔写真が貼付）

(2) 統計法第15条の規定による立入検査証「第378号」（縦74ミリ×横105ミリ、ケース除く。）

（「調査員の氏名」、「生年月日」、「有効期限：令和5年10月27日」、「総務大臣（公印あり）」の記載があり、左側に調査員の顔写真が貼付）

3 長岡市の対応

(1) 調査員への注意喚起

再発防止のため、調査員に対して、調査員証等の管理について厳正を期するよう、あらためて注意喚起を行います。

(2) 調査対象となる皆様に、下記事項について市ホームページで呼び掛け

- ①紛失した調査員証は、統計調査を装った「かたり調査」に悪用されるおそれがあります。調査員は、顔写真付きの統計調査員証及び立入検査証を携帯していますので、統計調査員が訪問した際には、統計調査員証及び立入検査証の確認をお願いします。
- ②上記を携帯していない不審な調査活動等にお気づきの際は、長岡市総務部庶務課 統計係（0258-39-2248）までご連絡ください。

（ 問い合わせ：庶務課 植木
TEL 0258-39-2248 ）